

健感発 0502 第 1 号  
平成 25 年 5 月 2 日

各 { 都道府県 }  
      { 政 令 市 } 衛生主管部（局）長 殿  
      { 特 別 区 }

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公 印 省 略)

「中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) の患者の発生について  
(情報提供及び協力依頼)」の廃止について

鳥インフルエンザ (H7N9) を指定感染症として定める等の政令 (平成 25 年政令第 129 号) 等が平成 25 年 5 月 6 日に施行されるところである。

これに伴い、「中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) の患者の発生について (情報提供及び協力依頼)」(平成 25 年 4 月 3 日付健感発 0403 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) は、同年 5 月 6 日をもって廃止するため、ご承知おきください。